

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年六月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年六月十三日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 松 本 和 也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 惣新田幸手線
- 三 道路の区域

新 B	新 旧 A	旧 新 別
幸手市大字神扇字屋敷裏一二八九番 二地先から同市大字神扇字屋敷裏一 二二〇番一地先まで	幸手市大字神扇字中一四八六番一 地先から同市大字神扇字屋敷裏一二 二番二地先まで	区 間
二七・〇〇 二八・五〇	九・六二 一一・九六	敷地の幅員 (メートル)
八六九・八〇	六一七・三〇	延長 (メートル)
		備 考